

登校拒否・不登校 (米) school refusal non-attendance at school

登校拒否・不登校の出現

文部省の『学校基本調査』(2000年度)によれば、1999年度に年間30日以上欠席した不登校数は、小学校26,047人、中学校104,180人にのぼる。不登校の数はいまでも増加傾向にあり、文部省はこうした登校拒否・不登校の増大を、「教育上の大きな課題」として位置づけている(『我が国の文教施策』2000年度161頁)。

登校拒否・不登校に関する研究は、アメリカやイギリスでは1930年代から始められたが、日本では1950年代末以後とされる。登校拒否は、当初、アメリカで使われていた school phobia の訳語である「学校恐怖症」という言葉で呼ばれていた。学校恐怖症は、学校に対して恐怖感や不安を強く持つ神経症の症状を意味する言葉であり、怠学や精神病と区別することを意図していた。しかしその後、必ずしも「恐怖症」としてはとらえられない事例が種々存在することが明らかになり、1970年代以降、「登校拒否」(school refusal)が一般化した。もっとも、1960年から1970年代半ばまでの登校拒否はなお少数であり、多くは精神医学分野の治療対象として考えられ、ジョンソン(Johnson, A. M.)やアイゼンベルグ(Eisenberg, L.)の母子分離不安説などの家族関係論に基づく精神分析・治療が行われた。

一方、文部省と中央青少年問題協議会は、

1950年に長期欠席に関する実態調査を行い、その調査項目に欠席理由として、「学校ざらい」という項目を設けた。だが、この調査では、長欠の多さは「戦後の経済的窮乏のうちに義務教育年限が延長されたために、それが道徳感の低下と結び」ついたためと考えられており、学校ざらいは登校拒否というよりは、道徳感の低下による欠席、すなわち怠学に近いものとして捉えられていたものと思われる(『六・三制就学問題とその対策』1952年)。

その後、文部省は、独自に長期欠席児童・生徒数の調査を行うが、『学校基本調査』において、年間50日以上欠席した児童・生徒の欠席理由として、「学校ざらい」という項目を設けたのは、1966年度の調査以降である。1983年の『生徒指導資料第18集生徒の健全育成をめぐる諸問題-登校拒否問題を中心に』では、この「学校ざらい」を理由として長期欠席した者が登校拒否に相当すると説明されている(19頁)。なお、1991年度の『学校基本調査』以後、年間30日以上欠席者についても調査が行われるようになった。

教育・社会現象としての登校拒否・不登校

1970年代後半以降、『学校基本調査』によって、「学校ざらい」を理由とした児童・生徒の欠席数が増大していることが明らかになる中で、従来の心理学や精神医学の分野を越え

て、登校拒否は教育・社会問題の一つとして注目を集めた。そして、1980年代に入ると、学校のあり方や学校制度そのものが登校拒否を生み出す原因として批判されるようになった。さらに、登校拒否を神経症や学校不適應と見なして、児童・生徒を問題視する見方自体に対する批判も噴出し（渡辺位『登校拒否学校に行かないで生きる』1983年、太郎次郎社。奥地恵子『登校拒否は病気ではない』1989年、教育史料出版会）、登校拒否を学校に行かないで生きる一つの積極的な行き方として肯定する考え方が広がった（朝倉景樹『登校拒否のエスノグラフィー』1995年、彩流社）。

こうした中で、文部省も、登校拒否に関する捉え方を変更していった。文部省は、従来、登校拒否の生じる原因を、主として不安傾向、優柔不断、適応性の欠如といった「登校拒否を起こしやすい性格傾向」に帰していた（前掲文部省『生徒指導資料第18集』22頁）。だが、1992年の文部省「学校不適應対策調査研究協力者会議」（以下、協力者会議と省略）の報告書（「登校拒否（不登校）問題について」）は、「登校拒否は特定の子どもにしかみられない現象であるといった固定的な観念で捉えるのではなく」「児童生徒がある程度共通して潜在的に持ちうる『学校に行きたくない』という意識の一時的な表出として登校拒否になるケースもある」と指摘した。これ以後、登校拒否は「どの子にも起こり得る」現象と位置づけられ、学校はすべての子どもの「心の居場所」としての役割を果たすことによって、登校拒否を予防することの重要性が強調されるようになった。

文部省のこうした捉え方の転換は、登校拒否の概念自体を拡大し、かつて怠学や非行と見なされていたものや意志的な登校拒否も含め、かなり幅広い概念として登校拒否が捉えられるようになった。文部省は、今日、登校拒否を次のように定義している。「登校拒否とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状態にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう」（『生徒指導資料第22集登校拒否問題への取組みについて』1997年5頁）。

実際、文部省がまとめた「登校拒否の様態区分」においても、中学校では、「無気力型」が最も多く（24.4%）、次いで「不安など情緒混乱型」（23.9%）、「複合型」（19.3%）、「遊び・非行型」（13.9%）となっている。小学校では、「情緒混乱型」が最も多いが（33.1%）、それでも3分の1を占めているにすぎない。これまで登校拒否の中核群と言われた情緒混乱型が、今日の登校拒否の多数を占めているわけではないことがわかる（文部省『生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について』1996年度）。

このように、登校拒否の捉え方が変化する中で、1990年ごろから、登校拒否に代わって、「不登校」（non-attendance at school）という言葉が使われるようになる。法務省人権擁護局による「不登校児人権実態調査結果報告書」（『不登校の実態について』1989年）では、登校拒否は必ずしも登校を「拒否」しているわけではないとして、不登校という用語を用

いた。総務庁青少年対策本部の『青少年白書』や文部省の白書（『我が国の文教施策』）は、1998年から、不登校に用語を統一し、文部省の『学校基本調査』でも、1998年に、従来の「学校ざらい」を「不登校」に変更した。

不登校は、登校拒否という用語がなお児童・生徒本人に原因を帰するイメージを払拭しきれないのに対し、より幅広く、よりニュートラルに学校に行かない、あるいは行けない状態全般を差すものとして使われるようになった。しかし、登校拒否概念が拡大する中で、今日では登校拒否と不登校はほとんど意味の違いがなくなっており、それゆえに、かえって不登校の方が適切な用語として広まったものと思われる。今日、このように広く登校拒否・不登校を捉え、その上で、特徴・症状・原因・対応などの観点から分類する方法が多く取られている。

登校拒否の原因・背景

文部省の協力者会議は、登校拒否の原因は「学校、家庭、社会の様々な要因が複雑に絡み合っていることが多い」と指摘した。これは、児童・生徒本人に主な原因があるとする従来の見方を修正し、教育・社会現象として登校拒否の原因を分析する方向を提示したものであるが、具体的な原因分析はほとんど行われていない。文部省は、登校拒否になった直接のきっかけを調べているが、教育・社会現象として登校拒否を捉えるには、よりマクロな視点からの分析が必要となる。

登校拒否が増大した原因としては、これまで家庭については少子化や核家族化、家庭の

教育力の低下、学校については、画一化や管理主義、受験競争の激化、能力主義、学歴社会、社会については、都市化や地域の教育力の低下などが指摘されてきた。しかしながら、たとえば、少子化や核家族化と70年代半ば以降の登校拒否の増大との間には、データ上、直接的な相関関係は見られない。家庭の教育力については、大正期の新中間層に起源を持つ「教育家族」が社会全体に広がった結果、むしろ、子どもの教育に責任意識を強く持つ親が増加したと分析されている（広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』1999年、講談社現代新書）。学校についても、戦前や戦後直後の学校の方が、管理主義でも画一的でもなかったと判断する根拠は乏しい。また、高校進学率が増大し、受験競争が批判されるようになった1950年代半ばから70年代にかけて、中学校の長欠率が減少していることを分析した滝川一廣は、「進学熱は不登校を生むどころか子どもたちを学校へ向かわせる力となった」と指摘している（「不登校はどう理解されてきたか」佐伯胖他編『岩波講座現代の教育4 いじめと不登校』1998年、岩波書店177頁）。

このように、従来の一般的な原因論では、登校拒否がなぜ70年代半ばから増大したかを十分説明しえないことが明らかになってきている。これまでの原因論では、学校に通うのが当然であり、子どもの利益であるという認識を前提として、登校拒否の増大を招いた責任の所在を明らかにするという志向が強かった。したがって、「子どもは学校に通うものだ」という前提が問われることはなかった。だが、近年、こうした前提自体を対象化する研究が

登場している。

長岡利貞によれば、『子どもは毎日学校に行かなくてはならない』という観念が国民各層にいきわたるのは、子どもの平均欠席率が2%を割った1960年代の、つまり日本の高度成長期とほぼ一致している（『欠席の研究』1995年、本の森出版、36-37頁）という。保坂亨もまた、この時代に『学校は当然毎日行くものである』という社会が共有する文化的な規範、あるいは学校を絶対的・聖的な場とイメージする文化（共同観念）が形成されていく」と指摘する（『学校を欠席する子どもたち』2000年、東京大学出版会、193頁）。滝川一廣は、近代化、都市化、高学歴化の広がりの中で、「未知の高い知識や文化へアクセスする唯一の回路としての学校の占有的地位」、すなわち、学校の聖性や絶対性が失われた結果、1970年頃から「〈脱学校〉現象としての不登校」が広がったと捉える（前掲論文、50頁）。森田洋司が分析した「登校回避感情」は、こうした登校規範の衰退を意味しているだろう（『「不登校」現象の社会学』1991年、学文社）。

このように、1960年代に「子どもは毎日学校に通うものだ」という規範が確立したとすれば、逆に、登校拒否はこうした規範意識が生み出したものとしても捉え直すことができる。それは、「学校に行かなくてはいけないのに、行けない」という子どもの深刻な葛藤を生み出したということだけではない。前述のように、80年代から90年代にかけて、登校拒否概念が拡大することによって、かつて怠学や非行によるものと見なされていた長期欠席者も、登校拒否の範疇に組み込まれていく。

いまや長期欠席者に占める不登校の割合は、小学校33.2%、中学校ではじつに73.0%を占める。学校ざらい・不登校の数値よりも長期欠席者全体の方が実態に近いとも言われている（保坂亨前掲書、58-59頁）。このことは、子どもの登校規範の緩みと裏腹に、病気や経済的な理由で学校を休む場合以外、すべて登校拒否として「心の問題」へと収斂させる規範が成立したことを意味する。登校拒否の増大は、こうした社会の規範との相互関係としても把握する必要があるだろう。

以上はかなりマクロな原因論だが、ミクロな原因分析も重要である。登校拒否には学校間格差や地域格差があることが知られており、社会階層と登校拒否との相関関係も指摘されている。学校の管理体制や学習・進学指導、学業成績との関係など、今後一層緻密で実証的な研究が求められる。

教育行政と教育法の課題

1990年12月の「いわきいじめ判決」では、いじめによって自殺した子に対して、登校拒否などによって自殺を避ける義務を怠ったとして、過失の一端を負わせた。登校拒否はここではあるべからざることではなく、死を避けるための正当な手段・義務として位置づけられている（山本雄二「義務としての登校拒否」古賀正義編『〈子ども問題〉からみた学校世界』1999年、教育出版）。

文部省もまた、もはや登校拒否はあるべからざることとは見なしておらず、近年、登校拒否を学校制度の中に位置づける方向を打ち出した。1992年9月、文部省は「登校拒否問題

への対応について」という初中局長の通知を出し、登校拒否児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、「当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、登校拒否児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」とした。学校外の施設としては、教育委員会などが設置する適応指導教室等の公的機関が中心だが、「学校への復帰」や「義務教育制度」を前提とし、協力者会議の報告で示された「民間施設についてのガイドライン（試案）」に照らして一定の要件を満たしていると認められる場合には、民間施設も含まれるとされた。さらに、文部省は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を公布し（1997年3月）、不登校の生徒も「保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女」（施行規則第63条第4号）と見なして（附則第2項改正）、「中学校卒業程度認定試験」の受験資格を与えることとした。これにより、中学校の卒業が認められなかった登校拒否の生徒に、高校への進学を可能にする道を開いた。

こうした措置によって、親の教育の自由や「学校に代わる私教育の自由」といった問題が改めて問われることになる。登校拒否を義務教育制度との関係でいち早く本格的に論じたのは結城忠である。結城は、現行の義務教育制度は就学義務を原則としながらも、特定の例外的な場合においては家庭教育や私教育は就学義務の免除理由になりうるとして、就学義務の免除を私教育の自由、親の教育の自由として把握している（「就学義務制と『学校

に代わる私教育の自由』『季刊教育法』88号1992年、エイデル出版）。中川明は、親の就学させる義務は、直ちに一定の学校に就学させることを要求するものではなく、憲法上の普通教育は学校に限定されないとして、より積極的に登校拒否を「学校に行かない自由」と位置づける（『学校に市民社会の風を』1991年、筑摩書房）。内沢達も、学校に通うのは子どもの義務ではない以上、子どもは「学校に行かない権利」を有していると主張する（「不登校と『教育を受ける権利』」『日本教育法学会年報』第26号、有斐閣、1997年）。登校拒否が子ども・親の権利・自由であるとすれば、民間施設の位置づけや、民間施設への通所を出席扱いとする措置などについて、見直す必要が生じるだけでなく、学校に通うことこそが子どもの利益であるとして、登校拒否を問題視する教育権論や義務教育制度論の前提自体が問い直されることになる。学校の改革や登校拒否の子どもへの具体的対応の努力とは別に、こうした権利論・制度論が今後さらに深められる必要があるだろう。

〈参考文献〉

総務庁行政監察局『いじめ・不登校問題などの現状と課題』1999年、大蔵省印刷局。
下村哲夫「義務教育観の転換」『教育制度学研究』第5号、1998年、日本教育制度学会。
石田美清・服部成男「不登校児童生徒の就学問題と教育保障」『日本教育行政学会年報』第21号、教育開発研究所。
滝川一廣『家庭の中の子ども学校の中の子ども』1994年、岩波書店。1995年。